

野菜農業振興事業補助実施要綱

平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 61 号-4 制定
平成 16 年 3 月 15 日付け 15 農畜機第 2582 号変更
平成 16 年 4 月 1 日付け 15 農畜機第 2910 号変更
平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農畜機第 5288 号変更
平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農畜機第 4617 号変更
平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農畜機第 4609 号変更
平成 19 年 7 月 4 日付け 19 農畜機第 1337 号変更
平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農畜機第 4798 号変更
平成 20 年 12 月 1 日付け 20 農畜機第 3471 号変更
平成 21 年 2 月 1 日付け 20 農畜機第 4100 号変更
平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 4747 号変更
平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農畜機第 5236 号変更
平成 23 年 3 月 31 日付け 22 農畜機第 5168 号変更
平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農畜機第 5164 号変更
平成 26 年 2 月 6 日付け 25 農畜機第 4588 号変更
平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5435 号変更
平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5911 号変更
平成 28 年 9 月 30 日付け 28 農畜機第 3207 号変更
平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農畜機第 6579 号変更
平成 30 年 3 月 29 日付け 29 農畜機第 6758 号変更
平成 31 年 4 月 1 日付け 30 農畜機第 7528 号変更
令和 2 年 3 月 27 日付け元農畜機第 7861 号変更
令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農畜機第 7570 号変更
令和 3 年 6 月 29 日付け 3 農畜機第 1747 号変更
令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農畜機第 7150 号変更
令和 5 年 4 月 1 日付け 5 農畜機第 42 号変更

第 1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成 15 年 10 月 2 日付け農林水産省指令 15 生産第 4153 号認可。以下「業務方法書」という。）第 172 条の規定に基づき行う経費の補助については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び業務方法書並びに第 2 の 1 の補助事業にあつては、野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日

付け3農産第3943号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領。以下「需給均衡要領」という。)及び野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知。以下「推進通知」という。)別記1の野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について、第2の2の補助事業にあつては、交付等要綱別記5の契約特定野菜等安定供給促進事業(以下「契約特定要領」という。)及び推進通知別記5の別添の契約野菜収入確保モデル事業(以下「モデル事業通知」という。)、第2の3の補助事業にあつては、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産省事務次官依命通知。以下「持続的生産交付等要綱」という。)、第2の4の補助事業にあつては、持続的生産交付等要綱及び持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「持続的生産実施要領」という。)に定めるもののほか、当該補助事業の実施に必要な事項を定めたこの実施要綱を定め、これらに則して実施するものとする。

第2 補助事業の種類

この実施要綱で定める補助事業は、次のとおりとする。

1 緊急需給調整事業に係る補助事業

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

(2) 緊急需給調整推進事業

ア 産地情報調査員設置事業

イ 緊急需給調整連絡協議会開催等事業

ウ 消費拡大推進事業

(3) 生産出荷団体緊急需給調整事業

(4) その他緊急的な措置として農林水産省農産局長が特に必要と認める場合に行う事業(需給均衡要領第2の1の(3)に規定するものをいう。)

2 契約特定野菜等安定供給促進事業

契約特定要領第2の2の規定に基づきモデル事業通知により実施されるものをいう。

3 端境期等対策産地育成事業

持続的生産交付等要綱附則3による事業をいう。

4 大規模契約栽培産地育成強化推進事業

持続的生産実施要綱別紙2の第2の事業をいう。

第3 事業実施主体

この実施要綱に規定する事業の実施主体は、第2の1の(1)から(3)の事業については、需給均衡要領第2の1の(1)のアに規定する登録出荷団体

等、共同出荷組織等及び特定出荷団体等(機構で登録を受けたものに限る。) (以下「出荷団体等」という。)(第2の1の(2)の事業については出荷団体等の構成員とする民間団体を含む。)、第2の1の(4)の事業については、この事業の実施の際に農林水産省農産局長から指定される者、第2の2の事業については、モデル事業通知第4に規定する者、第2の3の事業については、持続的生産交付等要綱附則3による改正前の持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙Ⅲ-I及びⅢ-IIの第2に規定する団体、第2の4の事業については、持続的生産実施要領別紙2 I-I及びI-IIの第2に規定する団体とする。

第4 委託等の制限

- 1 事業実施主体は、補助事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
なお、主たる部分とは、補助事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- 2 事業実施主体は、1に基づき補助事業を委託した場合に伴う委託先の行為に対し、全ての責任を負うものとする。
- 3 事業実施主体は、補助事業の一部を委託した場合、委託先からさらに別の第三者に対して本委託に係る事業をさせてはならない。

第5 補助事業の内容

緊急需給調整事業に係る補助事業の内容は、次によるものとする。

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

機構は、需給均衡要領第5の2の(1)に基づき、出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認を行うのに要する経費の2分の1に相当する額以内を補助する。

(2) 緊急需給調整推進事業

機構は、出荷団体等が需給均衡要領第2の1の(1)のアに定める重要野菜等の緊急需給調整を円滑に実施するため、以下の事業を行う。

ア 産地情報調査員設置事業

機構は、出荷団体等が都道府県段階における野菜の生産出荷動向等の情報収集を行うための産地情報調査員の設置に要する経費を定額補助する。

イ 緊急需給調整連絡協議会開催等事業

機構は、出荷団体等が野菜の供給過剰時における効果的な緊急需給調整の検討、実施体制の構築等を行うための緊急需給調整連絡協議会の開催及び生産者に対する啓発活動の実施に要する経費を定額補助する。

ウ 消費拡大推進事業

機構は、出荷団体等が野菜の供給過剰時に行う消費促進活動の実施に要する経費の2分の1に相当する額以内を補助する。

(3) 生産出荷団体緊急需給調整事業

機構は、需給均衡要領第2の1の(1)のAに基づく事業を実施するために機構が別に定める要領に基づき、緊急需給調整費用交付金の一部として補助金を交付する。

(4) その他緊急的な措置として農林水産省農産局長が特に必要と認めた場合に行う第2の1の(4)の補助事業の補助割合等は、農林水産省農産局長が別に定めるところに基づきその都度決定するものとする。

第6 補助金の交付手続

緊急需給調整事業に係る補助事業の補助金の交付手続は、次によるものとする。

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

緊急需給調整推進費助成金の交付申請

ア 事業実施主体は、需給均衡要領第2の1の(1)のAの緊急需給調整に係る推進及び確認を行った場合に緊急需給調整推進費助成金の交付申請を行う場合には、需給均衡運用通知第1の2による実施状況の確認を行った日の次の日から起算して1月又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに別記様式第1号により、緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書を作成の上、機構に提出するものとする。

イ 機構は、アの緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであること等緊急需給調整推進費助成金を交付することが適当と認められるときは、当該助成金の交付決定を行うとともに、事業実施主体に対し額の確定及び精算払いを行うものとする。

(2) 緊急需給調整推進事業

ア 緊急需給調整推進事業助成金の交付申請

事業実施主体は、別記様式第2号により緊急需給調整推進事業助成金交付申請書を作成の上、機構に提出するものとする。

イ 緊急需給調整推進事業助成金の交付決定

機構は、緊急需給調整推進事業助成金交付申請書の内容が本事業の趣旨に照らし適正なものであること等緊急需給調整推進事業助成金を交付するものとして適当と認められるときは、当該助成金の交付決定を行うものとする。

ウ 緊急需給調整推進事業助成金の概算払

事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとするときは、別記様式第3号の緊急需給調整推進事業助成金概算払請求書を機構に提出す

るものとする。

機構は、本事業の円滑な実施を図るため、必要があると認めたときは、交付決定額の範囲内において、当該事業の遂行状況を勘案して、所要額（限度額として、交付決定額の10%以上を留保した残額とする。）を概算払することができるものとする。

エ 緊急需給調整推進事業助成金の変更交付申請

事業実施主体は、緊急需給調整推進事業助成金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容を変更する場合には、別記様式第4号により、緊急需給調整推進事業助成金変更交付申請書を作成の上、機構に提出し、承認を受けるものとする。

(ア) 第2の1の(2)に掲げるそれぞれの事業に係る経費の30%を超える増減額

(イ) 第2の1の(2)に掲げるそれぞれの事業に係る助成金の交付決定の額の増額を伴う事業に係る経費の増額

(ウ) 第2の1の(2)に掲げるそれぞれの事業の中止又は廃止（事業実施主体の変更も含む。）

オ 緊急需給調整推進事業の実績報告及び精算払

(ア) 事業実施主体は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して1月又は翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別記様式第5号により緊急需給調整推進事業実績報告（兼精算払請求）書（以下「実績報告書」という。）を作成の上、機構に提出するものとする。

(イ) 機構は、実績報告書の内容がアの緊急需給調整推進事業助成金交付申請書の内容に沿った事業が行われたものと認められるときは、事業実施主体に対し、額の確定及び精算払いを行うものとする。

(3) 生産出荷団体緊急需給調整事業

機構が別に定める要領による。

(4) その他緊急的な措置として農林水産省農産局長が特に必要と認めた場合に行う補助事業の第2の1の(4)の補助事業交付申請、実績報告等の手続は、農林水産省農産局長が別に定めるところに基づきその都度決定するものとする。

第7 交付決定の条件

機構は、第2の1の(1)又は(3)を除く緊急需給調整事業に係る補助事業の交付決定をする場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる補助事業を行う者が当該補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けなければならないこ

と。

- (2) 第2の1の(2)の補助事業を行う事業実施主体にあつては、第6の(2)のエの各号に掲げるいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業を行う者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 第10及び第11に規定する事項

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の(1)のアの緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書又は第6の(2)のアの緊急需給調整推進事業助成金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。
ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の(2)のオの実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第6号の野菜農業振興事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。
また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの県生産出荷団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 補助金の返還等

- 1 理事長は、事業実施主体がこの要綱の規定に違反したときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 理事長は、1に基づき事業実施主体に補助金の返還を請求したときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した額を加算金として請求するものとする。

第10 緊急需給調整事業の実施における売買、貸借、請負その他の契約等

- 1 事業実施主体は、緊急需給調整事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、緊急需給調整事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第8号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、機構の緊急需給調整事業に係る補助事業の経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保管期間は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 3 機構は、補助事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し、報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができるものとする。

第12 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第6の規定による補助金の交付手続については、当該規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 事業実施主体は、前項に基づき補助金の交付手続を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によ

るものとする。

- 3 理事長は、1項に基づき補助金の交付手続を行った事業実施主体に対する通知等については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が2項に基づき共通申請サービスを使用する方法により補助金の交付手続を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

第13 事業の適正な執行の確保

1 第三者の意見の聴取

理事長は、野菜農業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（野菜農業振興事業の関係者以外の者）の意見を聴取し、その意見を野菜農業振興事業の運営に反映できるものとする。

2 不正行為に対する是正措置等

- (1) 理事長は、野菜農業振興事業の事業実施主体及び事業実施主体から交付金等を受ける者（以下「事業実施主体等」という。）が野菜農業振興事業の実施にあたって不正な行為をした場合には、当該事業実施主体等に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができる。
 - (2) 事業実施主体等は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。
 - (3) 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が野菜農業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施主体等に対し助言・指導を行うものとする。
 - (4) 理事長は、当該事業実施主体等に助言・指導をしてもなお是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。
 - (5) 理事長は、当該事業実施主体等が勧告に従わない場合には、当該事業実施主体等を野菜農業振興事業の対象としないことができる。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第2910号）

この要綱の改正は平成 16 年 4 月 1 日から施行し、第 7 に係る部分は平成 15 年 10 月 1 日以降に構造改革交付金の交付がなされたものについて適用する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農畜機第 5288 号）
この要綱の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 農畜機第 4617 号）
この要綱の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農畜機第 4609 号）
この要綱の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 4 日付け 19 農畜機第 1337 号）
この要綱の改正は、平成 19 年 7 月 4 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 農畜機第 4798 号）
この要綱の改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日付け 20 農畜機第 3471 号）
この要綱の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 1 日付け 20 農畜機第 4100 号）
この要綱の改正は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 4747 号）
この要綱の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農畜機第 5236 号）
この要綱の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日付け 22 農畜機第 5168 号）
この要綱の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正前の第 7 の規定については、改正前の第 2 の 2 の事業に係る助成金により取得した機械等について、なおその効力を有する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 農畜機第 5164 号）
この要綱の改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5435 号）
この要綱の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5911 号）
この要綱の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日付け 28 農畜機第 3207 号）
この要綱の改正は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農畜機第 6579 号）
この要綱の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 農畜機第 6758 号）
この要綱の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 農畜機第 7528 号）
この要綱の改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元農畜機第 7861 号）
この要綱の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農畜機第 7570 号）
この要綱の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 29 日付け 3 農畜機第 1747 号）
1 この要綱の改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
2 この要綱の改正前の規定により農林水産省生産局長がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省農産局長がした処分等とみなし、改正前の規定により農林水産省生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省農産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農畜機第 7150 号）
この要綱の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日付け 5 農畜機第 42 号）
この要綱の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号

年度緊急需給調整推進費助成金実績報告書兼交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

年度において、緊急需給調整推進費助成事業を下記のとおり実施したので、野菜農業振興事業補助実施要綱第6の(1)のアに基づき、助成金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

(また、申請のとおり交付決定されたときは、精算金として助成金〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の実績
- 3 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業に要した 経費	内 訳		備考
		機構助成金	自己負担金	
1. 緊急需給調整の 推進を行うのに 要した経費	円	円	円	
2. 緊急需給調整の 実施確認を行う のに要した経費				
合 計				

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要綱第8に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 4 添付資料
 - (1) 3の各経費の内訳の明細及び根拠
 - (2) その他機構が必要とする書類

別記様式第2号

年度緊急需給調整推進事業助成金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

年度において、緊急需給調整推進事業を下記のとおり実施したいので、野菜農業振興事業補助実施要綱第6の(2)のアに基づき、助成金〇〇〇を交付されたく、申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

(1) 産地情報調査員設置事業

調査員名	対象産地及び 対象野菜	調査時期及び内容	調査結果の 報告回数	備考

(注) 調査員の略歴を添付すること。

(2) 緊急需給調整連絡協議会開催等事業

ア 協議会の開催

名称	開催時期及び 場所	協議内容	協議会の構成 及び参加人数	備考

イ 啓発・指導活動

活動内容及び方法	対象地域	対象者の属性 及び人数	備考

--	--	--	--

(3) 消費拡大推進事業

推進内容	実施方法	備考

(注) ポスター、チラシ等の印刷物を作成する場合は作成部数、配布先を記入すること。

3 事業に要する経費及び負担区分

区 分	事業に要する経費	負担区分			備考
		機構助成金	自己負担金	計	
1 ○○事業費	円	円	円	円	
2 ○○事業費					
...					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要綱第8に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
機構助成金	円	
自己負担金		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予算額	備考
1 ○○○事業費	円	
2 ○○○事業費		
...		

合	計		
---	---	--	--

5 添付資料

- (1) 3の各経費の内訳の明細及び根拠
- (2) 独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程（平成15年12月18日付け15農畜機第1219号）の2の（1）に定める別紙様式第1号
- (3) その他機構が必要とする書類

別記様式第3号

年度野菜緊急需給調整推進事業助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 農畜機第 号により助成金交付決定の通知のあった緊急需給調整推進事業について、下記により金〇〇〇円を概算払により交付されたく、野菜農業振興事業補助実施要綱第6の(2)のウに基づき、請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業の遂行状況 (年 月 日現在)			既 概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ③-④	備考
	事業費 ①	機構 助成金	事業費 ②	機構 助成金③	出来高 ②/①			
	円	円	円	円	%	円	円	
合計								

2 振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	受取人住所及び口座名義

(注)受取人住所及び口座名義には、ふりがなを付すこと。

別記様式第 4 号

年度緊急需給調整推進事業助成金変更交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 農畜機第 号により助成金交付決定の通知のあった緊急需給調整推進事業の実施について、下記の理由により変更したいので、承認されたく、野菜農業振興事業補助実施要綱第 6 の(2)のエに基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- (注) 1. 記の記載要領は、別記様式第 2 号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、事業の内容及び計画、事業に要する経費及び負担区分について、変更前と変更後が容易に比較できるよう、変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載するものとする。
2. 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号

年度緊急需給調整推進事業実績報告（兼精算払請求）書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
事業実施主体名
代表者名

年 月 日付け 農畜機第 号により助成金交付決定の通知のあった緊急需給調整推進事業については、下記のとおり実施しましたので、野菜農業振興事業補助実施要綱第6の(2)のオに基づき、その実績を報告します。
(なお、併せて精算額として助成金〇〇〇円の交付を請求します。)

記

1 事業の目的

2 事業の実施実績

(注) 別記様式第2号の様式に準ずるものとする。

3 事業に要した経費及び負担区分

区 分	事業に要した経費	負担区分			備考
		機構助成金	自己負担金	計	
1 ○○事業費	円	円	円	円	
2 ○○事業費					
...					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、実施要綱第8に定めるところによりこれを減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 収支決算

(1) 収入の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	機構より概 算払された 額(C)	差引助成金 精算額(B)- (C)	備考
機構助成金 自己負担金	円	円	円	円	円	
合計						

(2) 支出の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)-(A)	備考
1 ○○○事業費 2 ○○○事業費 ...	円	円	円	
合 計				

5 事業の成果

(注1) 事業の実施により得られた成果を記入する。

(注2) 過剰野菜有効利用研究・実証事業については、研究・実証を行った内容
をとりまとめた報告書を添付すること。

6 振込先

振込先金融機関名	預金種別	口座番号	受取人住所及び口座名義

(注)受取人住所及び口座名義には、ふりがなを付すこと。

7 添付資料

(注1) 事業に要した経費を確認できる証拠資料等を添付すること。

(注2) 消費拡大推進事業で販促資材を作成した場合は、配付実績を添付するこ
と。

(注3) その他機構が必要とする書類の提出を求めることがある。

別記様式第6号

年度野菜農業振興事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住所
野菜価格安定法人名
代表者名

○年○月○日付け○農畜機第○号で補助金の交付決定のあった○○○年度○
○助成金（緊急需給調整推進費助成金、緊急需給調整推進事業助成金又は価格回
復緊急需給調整推進費助成金のうち該当するものを記載すること。）について、
野菜農業振興事業補助実施要綱第8の3に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を
返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条に規定する助成金の額の確定額（○年○月○日付け○農畜機第○号に
よる額の確定通知額）
金 円
- 2 助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 助成金返還相当額（3－2）
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員

分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載。

()

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

指名停止に関する申立書

年 月 日

事業実施主体名
代表者名 殿

受注者 所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の請負（又は売買等）契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び独立行政法人農畜産業振興機構から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等の機関、地方支部部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。